

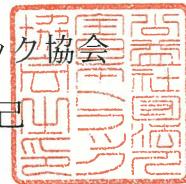


全ト協発第301号(環)

令和3年10月4日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本克己



## 大型車の車輪脱落事故防止に係る 令和3年度緊急対策の実施について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大型車の車輪脱落事故防止につきましては、平成30年度より事故防止のための緊急対策を策定し積極的に取り組んできたところですが、令和2年度の事故発生件数は平成11年度からの統計上最多の131件となり、危機的な状況にあります。

このような状況を踏まえ、今般、国土交通省自動車局安全政策課長、旅客課長、貨物課長及び整備課長の連名により、別添のとおり、「大型車の車輪脱落事故防止に係る令和3年度緊急対策の実施について」通達が発出されました。

車輪脱落事故発生車両の傾向として、左後輪に脱輪が集中していることに加え、自社でタイヤ交換した車両による事故が多く発生していることが確認されているため、別紙1の「タイヤ交換作業管理表」に沿って作業を実施すること、別紙2の「日常点検表」を使用して「ディスク・ホイールの取付状態」の点検を確実に行うこと、増し締め実施後、ホイール・ナットの緩みの保守管理を確実に実施すること、などの徹底を図る必要があります。

つきましては、大型車の車輪脱落事故防止のため、本通達に示された事項、特に別添2-1の「貨物自動車運送事業者の皆様へ 大型車の車輪脱落事故防止対策「令和3年度緊急対策」について」に掲げられております実施事項につきまして、貴協会傘下会員事業者等に対し周知徹底をお願い申し上げます。

### 【本件に関する問い合わせ先】

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019